

令和 3 年 9 月 16 日付課法 2-31 ほか 1 課共同「租税特別措置法関係通達（法人税編）等の一部改正について」（法令解釈通達）による主な改正点は、次のとおりです。

租税特別措置法通達関係

1 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（新設）

(1) 情報技術事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除

イ 事業適応設備に係る措置

青色申告法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（以下「産競法等改正法」といいます。）の施行の日（令和 3 年 8 月 2 日）から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限ります。）を支出する場合において、情報技術事業適応設備の取得又は製作をし、国内にあるその法人の事業の用に供したときは、その取得価額（下記ロの措置の対象となる資産と合計して 300 億円が上限とされています。以下イにおいて同じです。）の 30%相当額の特別償却とその取得価額の 3%（一定のものについては、5%）相当額の税額控除との選択適用ができる制度が創設されました。

ロ 事業適応繰延資産に係る措置

青色申告法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、産競法等改正法の施行の日（令和 3 年 8 月 2 日）から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した費用に係る繰延資産の額（上記イの措置の対象となる資産と合計して 300 億円が上限とされています。以下ロにおいて同じです。）の 30%相当額の特別償却とその繰延資産の額の 3%（一定のものについては、5%）相当額の税額控除との選択適用ができる制度が創設されました。

(2) 生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

青色申告法人で認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、産競法等改正法の施行の日（令和 3 年 8 月 2 日）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等の取得又は製作若しくは建設をし、国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その取得価額（500 億円が上限とされています。以下(2)において同じです。）の 50%相当額の特別償却とその取得価額の 5%（一定のものについては、10%）相当額の税額控除との選択適用ができる制度が創設されました。

○ 事業適応繰延資産に該当するもの（措通 42 の 12 の 7-1 新設）

事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用のうち繰延資産と

なるものには、情報技術事業適応を実施するためにクラウドを通じて利用するソフトウェアの初期費用で法人税法施行令第 14 条第 1 項第 6 号ロに掲げるものが該当することを明らかにしています。

○ 分割払の事業適応繰延資産（措通 42 の 12 の 7－3 新設）

法人が事業適応繰延資産となる費用を分割して支払うこととしている場合には、たとえその総額が確定しているときであっても、特別償却限度額又は繰延資産税額控除限度額はその費用を支出した日の属する事業年度において支出した金額に基づき計算することとなり、その支出した金額に未払金の額を含めることはできないこととなりますが、分割して支払う期間が短期間（おおむね 3 年以内）である場合において、その支出した金額に未払金の額を含めることとしているときは、これを認めることを明らかにしています。

○ 国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額（措通 42 の 12 の 7－4 新設）

本制度のうち上記(1)イ又は(2)の措置の税額控除限度額は、情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等（以下「情報技術事業適応設備等」といいます。）の取得価額に一定割合を乗じて計算することとされていますが、法人が取得等をして事業の用に供した情報技術事業適応設備等について法人税法第 42 条又は第 44 条の国庫補助金等の圧縮記帳制度（以下「圧縮記帳制度」といいます。）の適用を受ける場合には、その取得価額は以下のとおりとなることを明らかにしています。

① 情報技術事業適応設備等の取得等をして供用年度において圧縮記帳制度の適用を受ける場合……実際の取得価額から圧縮記帳制度の適用により損金の額に算入した金額を控除した金額

② 供用年度後の事業年度において圧縮記帳制度の適用を受けることが予定されている場合……実際の取得価額から国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額

なお、上記②の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額によること、及び、本制度のうち上記(1)イ又は(2)の措置の税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記②の金額によらずに実際の取得価額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において圧縮記帳制度の適用はないことを併せて明らかにしています。

2 中小企業事業再編投資損失準備金（新設）

青色申告法人である中小企業者のうち、産競法等改正法の施行の日（令和 3 年 8 月 2 日）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画について認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って行う事業承継等として他の法人（以下「特定法人」といいます。）の株式等の取得（購入による取得に限ります。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その株式等の取得価額の 70%相当額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その

積み立てた金額を損金の額に算入することができる制度が創設されました。

この準備金は、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがある場合には、5年間で均等額を取り崩して益金の額に算入することとされています。

○ 中小企業者であるかどうかの判定（措通 55 の 2－1 新設）

法人が本制度の対象となる株式等（以下「特定株式等」といいます。）の取得をした後、その取得の日を含む事業年度終了の日までの間、中小企業者である場合でなければ本制度の適用がないことを明らかにしています。

○ 評価減の額の区分（措通 55 の 2－2 新設）

特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合において、その特定法人の株式等が特定株式等とその他の株式等から成っているときは、その事業年度に取得した特定株式等に係る帳簿価額を減額した金額は、以下のとおりとなることを明らかにしています。

- ① 帳簿価額を減額した日に有する特定法人の株式等のその減額後の平均単価が特定株式等に係る取得単価以上である場合……特定株式等に係る帳簿価額を減額した金額はないものとする
- ② 帳簿価額を減額した日に有する特定法人の株式等のその減額後の平均単価が特定株式等に係る取得単価に満たない場合……その満たない金額にその特定株式等の数を乗じて計算した金額

○ 特定法人が2以上ある場合の中小企業事業再編投資損失準備金の取崩しの計算（措通 55 の 2－3 新設）

法人が中小企業事業再編投資損失準備金への積立てを2以上の特定法人の株式等について行っている場合には、その準備金の金額は、それぞれの特定法人について設けられていることから、その準備金の取崩しを要する事実のうち特定法人ごとに生ずる一定のものについては、その取崩額の計算も特定法人ごとに計算することを明らかにしています。